

令和6年度 第1回 大洲市地域公共交通活性化協議会

議題1	公共交通の現状と対応について	1
議題2	デマンド型交通の本格運行(平野地区)	5
議題3	デマンド型交通の本格運行(大川・菅田地区)	7
議題4	デマンド型交通の本格運行(肱川地域)	9
議題5	デマンド型交通の本格運行(河辺地域)	11
議題6	デマンド型交通の本格運行(出海・櫛生地区)	13

令和6年12月26日
大洲市

議題Ⅰ 公共交通の現状と対応について

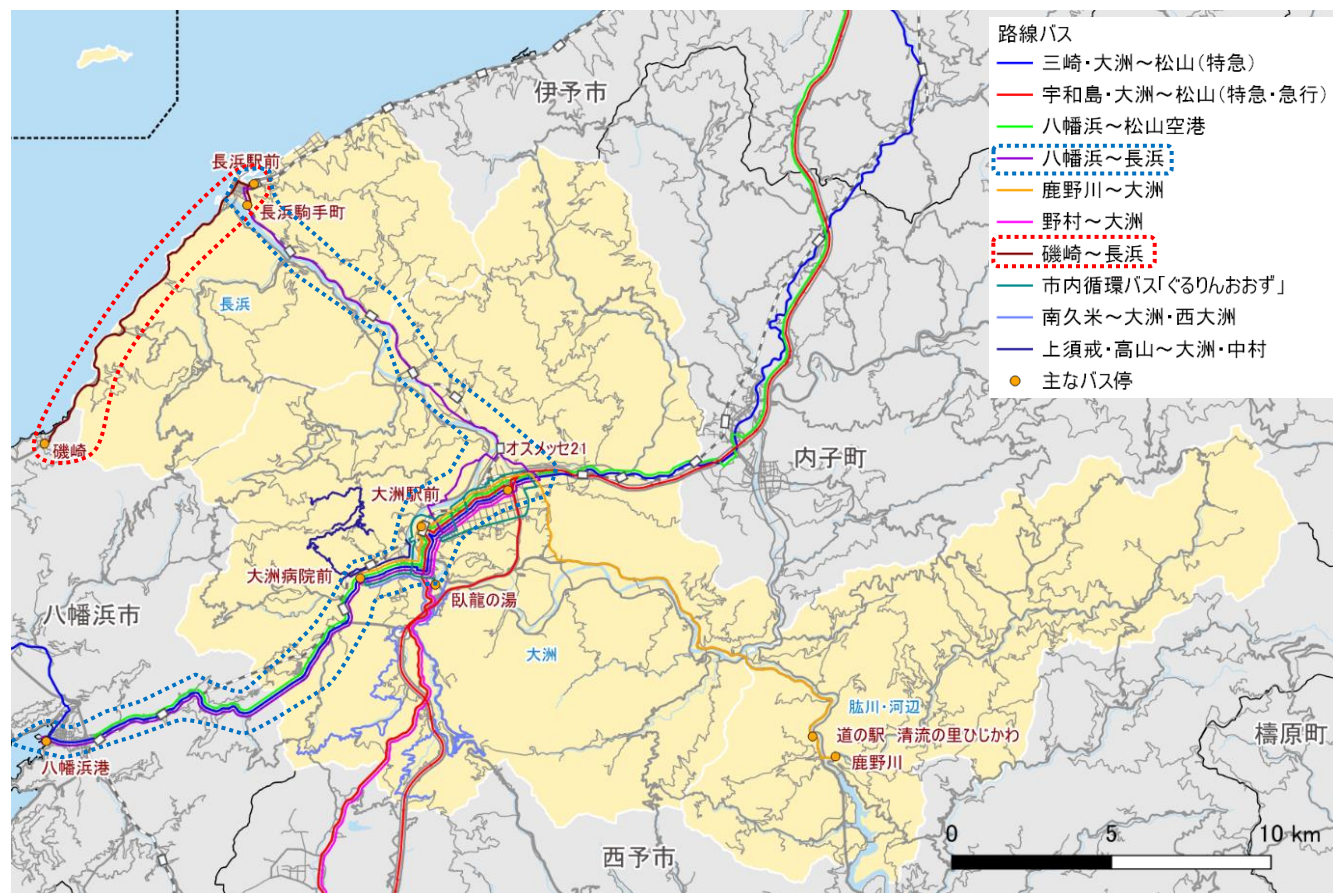
Ⅰ 路線バスの廃止・減便

磯崎長浜線（伊予鉄南予バス） 令和6年度末に廃止、令和7年4月からデマンド型交通を運行(議題6)

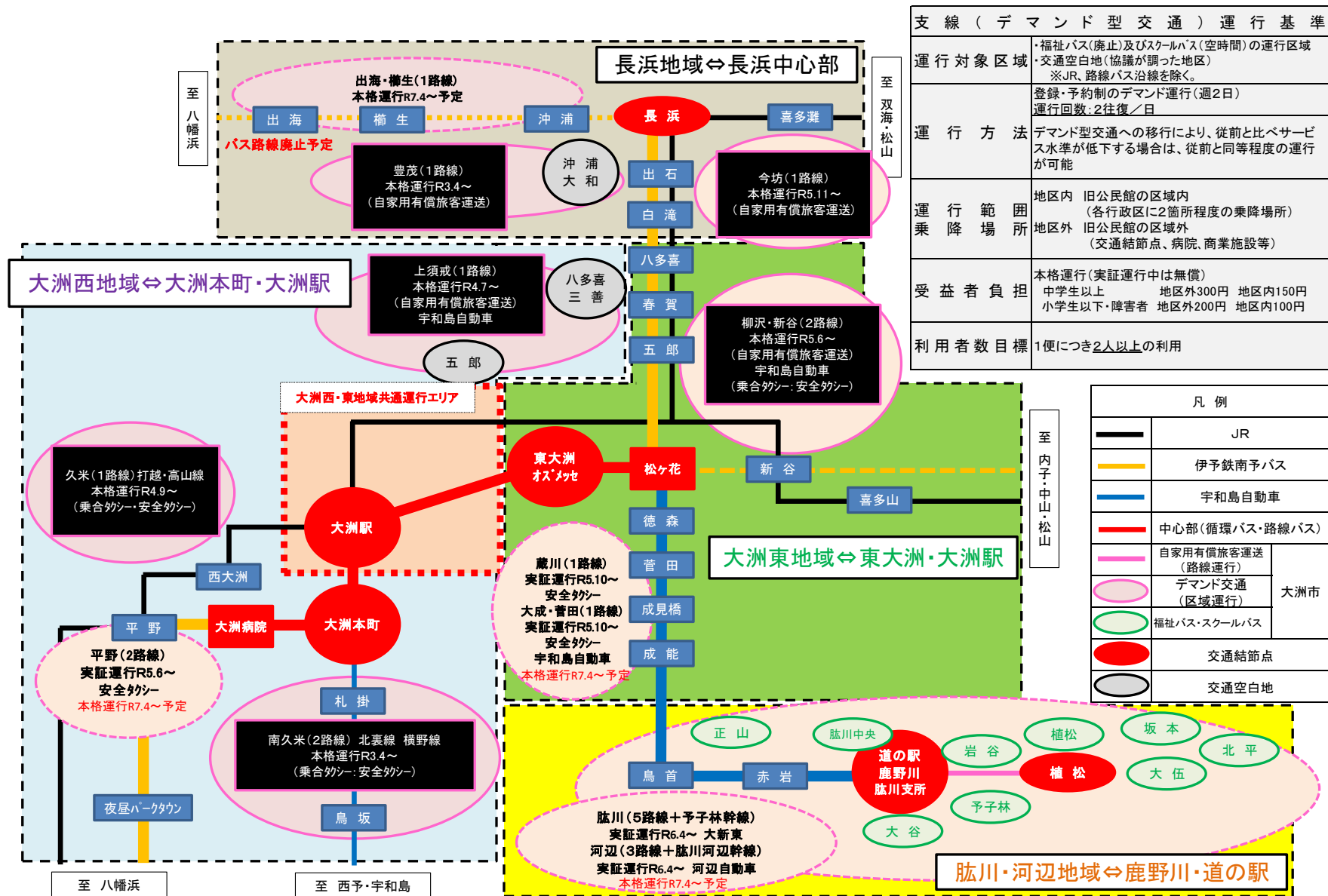
長浜八幡浜線（伊予鉄南予バス） 令和6年5月に減便・五郎経由廃止

長浜➡大洲5便(前7便) 大洲➡長浜4便(前6便)

鹿野川大洲病院線（宇和島自動車） 令和6年4月 肱川支所バス停新設・時刻変更



2 公共交通の現状及び対応イメージ図



3 公共交通の利用状況

(1) 幹線・中心部

路線名	運行範囲	利用者数			
		R 1	R 2	R 3	R 4
長浜八幡浜線	長浜～市内中心部～平野	35,855人	27,259人	30,635人	29,445人
鹿野川大洲線	肱川～市内中心部	11,623人	6,658人	6,208人	7,574人
循環バス	大洲病院～大洲駅～東大洲・徳森・田口	54,799人	43,291人	44,139人	47,210人

(2) 支線

区 分	地 区 名	運行区分		利用日率		1 便平均利用者数	
		実証運行	本格運行	R5	R6	R5	R6
大洲西	南久米（2路線）	R元.11	R4.4	9%	10%	1.0人	1.0人
大洲西	久米	R3.3	R4.9	22%	43%	1.2人	1.5人
大洲西	上須戒・五郎	R3.4	R4.7	52%	67%	1.3人	1.3人
大洲東	柳沢・新谷（2路線）	R4.1	R5.6	40%	35%	1.9人	2.2人
長 浜	豊茂	R元.10	R3.4	70%	76%	1.3人	1.4人
長 浜	今坊	R4.9	R5.11	57%	59%	1.8人	1.5人
大洲西	平野（2路線）	R5.6	R7.4	74%	90%	1.4人	1.4人
大洲東	大川・菅田（2路線）	R5.10	R7.4	65%	60%	1.3人	1.2人
肱川	肱川(予子林)	R6.4	R7.4		9%		1.1人
	肱川(地域内)	R6.4	R7.4		32%		2.1人
河辺	河辺(幹線)	R6.4	R7.4		54%		1.7人
	河辺(地域内)	R6.4	R7.4		72%		2.2人

※令和6年度は11月末までの実績

※HP上で掲載している利用案内等に加え、利用実績を表示

<メモ>

議題２ デマンド型交通の本格運行(平野地区)

現在実証運行を行っている平野地域において、本格運行に移行することについて承諾を求めるものである。

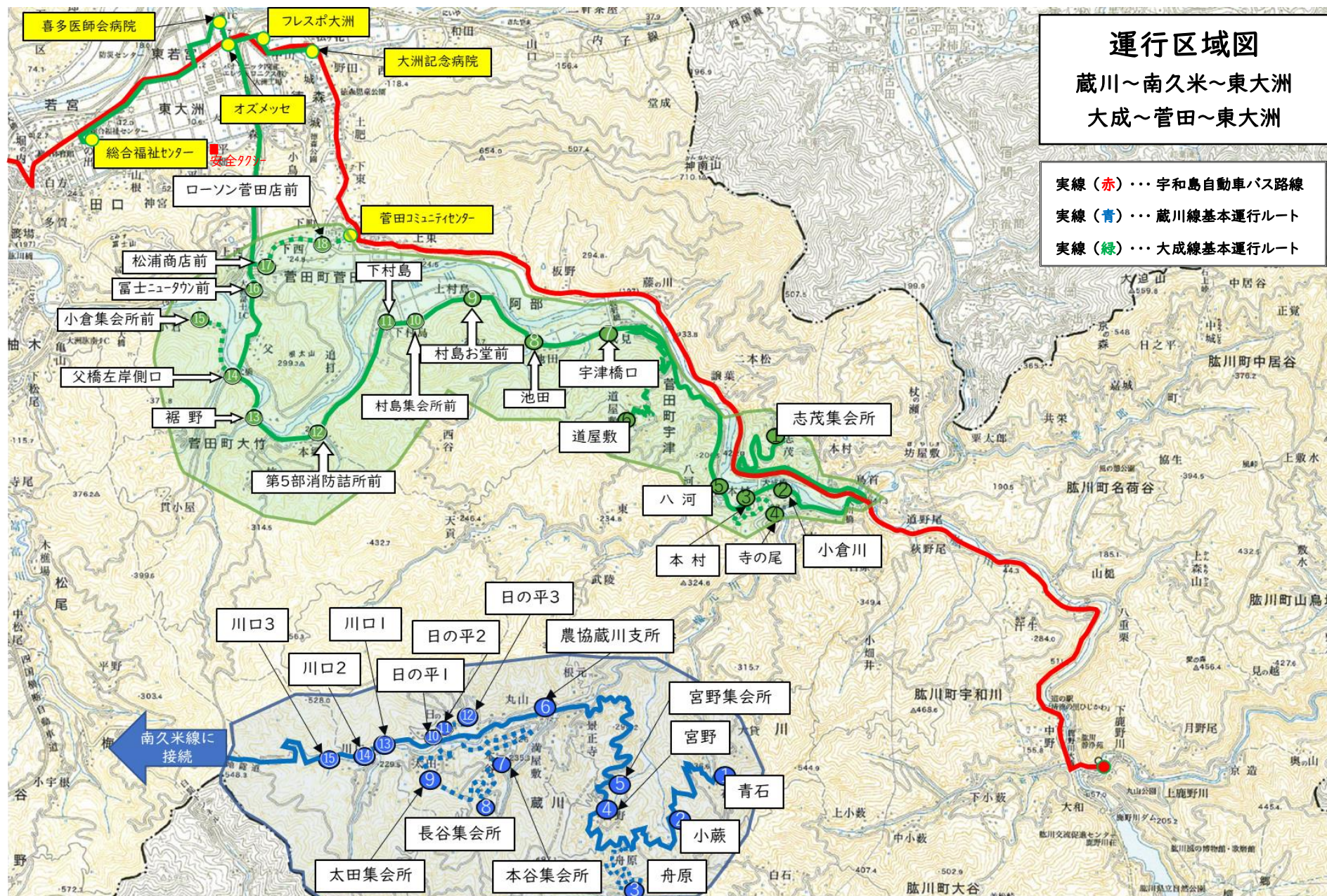
運 行 の 態 様		一般乗合旅客自動車運送(区域運行)及び自家用有償旅客運送(区域運行)		
運 行 主 体		平地線	安全タクシー有限公司(一般乗合旅客自動車運送)	
		野田線	大洲市(自家用有償旅客運送)	
営 業 区 域 (運 行 範 囲)		平野地区(平野町野田、平野町平地)		
運 送 区 間		平地線	平地地区～平野コミュニティセンター～市立大洲病院～市民会館前～大洲本町～伊予大洲駅～総合福祉センター 起点：平地 終点：総合福祉センター	
		野田線	野田地区～平野コミュニティセンター～市立大洲病院～市民会館前～大洲本町～伊予大洲駅～総合福祉センター 起点：平野 終点：総合福祉センター	
運 賃		地区内	地区外	対象者
		150円	300円	一般(中学生以上)
		100円	200円	子ども(小学生以下) ※1歳未満の乳児及び同伴者1人につき1人の未就学児は無料 障がい者(身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者) ※身体障害者手帳(1種)又は療育手帳(A)の所持者の介護者を含む
運 行 開 始		令和7年4月		
運 行 内 容	運 行 日	平地線	月・水曜日(祝日・休日、8/13～15、12/29～1/3 は運休)	
		野田線		
	運 行 時 刻	平地線	往路：9時30分起点発 復路：13時25分・15時15分終点発	
		野田線	往路：8時30分起点発 復路：13時25分・15時15分終点発	
	予 約 締 切		運行日前日 16 時	
	車 両	平地線	5人乗セダンタクシー	
		野田線	10人乗ワンボックス車	
そ の 他		路線バス・JRによる移動が可能な場所における利用はできない。		

[illegible]

議題3 デマンド型交通の本格運行(大川・菅田地区)

現在実証運行を行っている大川・菅田地区において、本格運行に移行することについて承諾を求めるものである。

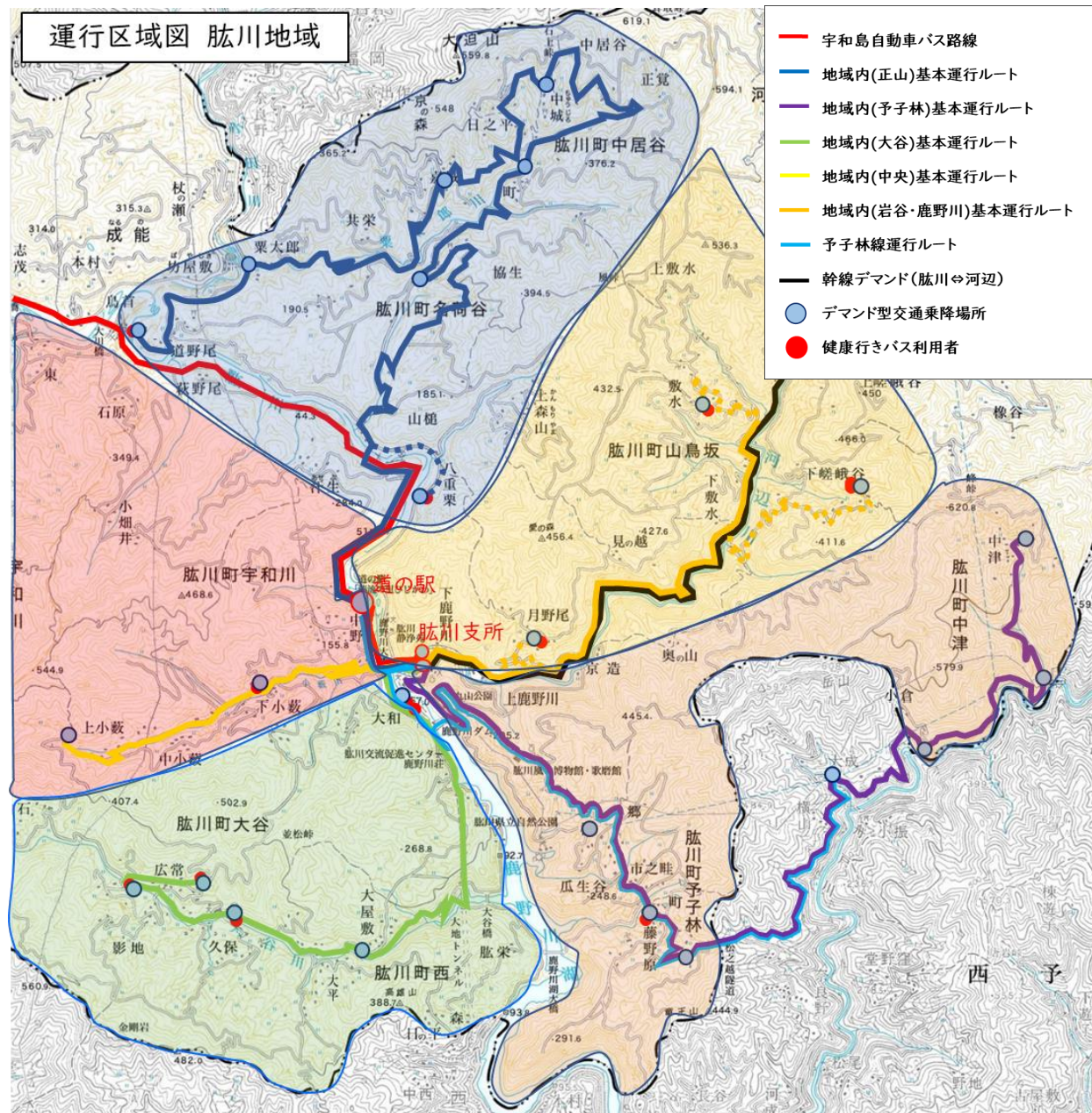
運 行 の 態 様		一般乗合旅客自動車運送(区域運行)及び自家用有償旅客運送(区域運行)	
運 行 主 体	蔵川線	安全タクシー有限会社(一般乗合旅客自動車運送)	
	大成線	大洲市(自家用有償旅客運送)	
営 業 区 域 (運 行 範 囲)		大川・菅田地区(森山、蔵川、成能、菅田町菅田、菅田町宇津、菅田町大竹)	
運 送 区 間	蔵川線	蔵川地区～(南久米地区経由)～市民会館前～大洲本町～伊予大洲駅～大洲病院～総合福祉センター 起点：蔵川 終点：総合福祉センター	
	大成線	大成地区～菅田地区～菅田コミュニティセンター～大洲記念病院～フレスポ大洲～オズメッセ21～喜多医師会病院～総合福祉センター 起点：大成 終点：総合福祉センター	
運 賃	地区内	地区外	対象者
	150円	300円	一般(中学生以上)
	100円	200円	子ども(小学生以下) ※1歳未満の乳児及び同伴者1人につき1人の未就学児は無料 障がい者(身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者) ※身体障害者手帳(1種)又は療育手帳(A)の所持者の介護者を含む
運 行 開 始		令和7年4月	
運 行 内 容	運 行 日	蔵川線	水・金曜日(祝日・休日、8/13～15、12/29～1/3 は運休)
		大成線	火・木曜日(祝日・休日、8/13～15、12/29～1/3 は運休)
	運 行 時 刻	蔵川線	往路：8時00分起点発 復路：11時44分・14時30分終点発
		大成線	往路：9時00分起点発 復路：12時04分・14時00分終点発
	予 約 締 切		
	運行日前日16時		
車 両	蔵川線	5人乗セダntaxi	
	大成線	10人乗ワンボックス車	
そ の 他		路線バス・JRによる移動が可能な場所における利用はできない。	



議題4 デマンド型交通の本格運行(肱川地域)

現在実証運行を行っている肱川地域において、本格運行に移行することについて承諾を求めるものである。

運 行 の 態 様		自家用有償旅客運送(区域運行)		
運 行 主 体		大洲市		
営 業 区 域 (運 行 範 囲)		肱川地域(肱川町宇和川、肱川町大谷、肱川町中居谷、肱川町中津、肱川町西、肱川町名荷谷、肱川町山鳥坂、肱川町予子林)		
運 送 区 間		予子林線	西予大成～肱川支所(鹿野川)	
		地域内デマンド	各地区～肱川支所(鹿野川)	
運 賃		地区内	地区外	対象者
		150円	300円	一般(中学生以上)
		100円	200円	子ども(小学生以下)※1歳未満の乳児及び同伴者1人につき1人の未就学児は無料 障がい者(身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者) ※身体障害者手帳(1種)又は療育手帳(A)の所持者の介護者を含む
運 行 開 始		令和7年4月		
運行内容	運 行 日	予子林線	平日(祝日・休日、8/13～15、12/29～1/3 は運休)	
		地域内デマンド	正山地区：月・木 大谷地区：水・木 中央地区：火・金 岩谷・鹿野川地区：火・金 予子林地区：水・木 (祝日・休日、8/13～15、12/29～1/3 は運休) ※曜日は年度毎に変更する可能性有	
	運 行 時 刻	予子林線	往路：6時55分・8時10分起点発 復路：13時38分・16時13分終点発	
		地域内デマンド	往路：8時00分起点発 復路：11時00分・13時40分終点発	
	予 約 締 切	運行日前日16時		
	車 両	10人乗ワンボックス車		
そ の 他	路線バスによる移動が可能な場所における利用はできない。			

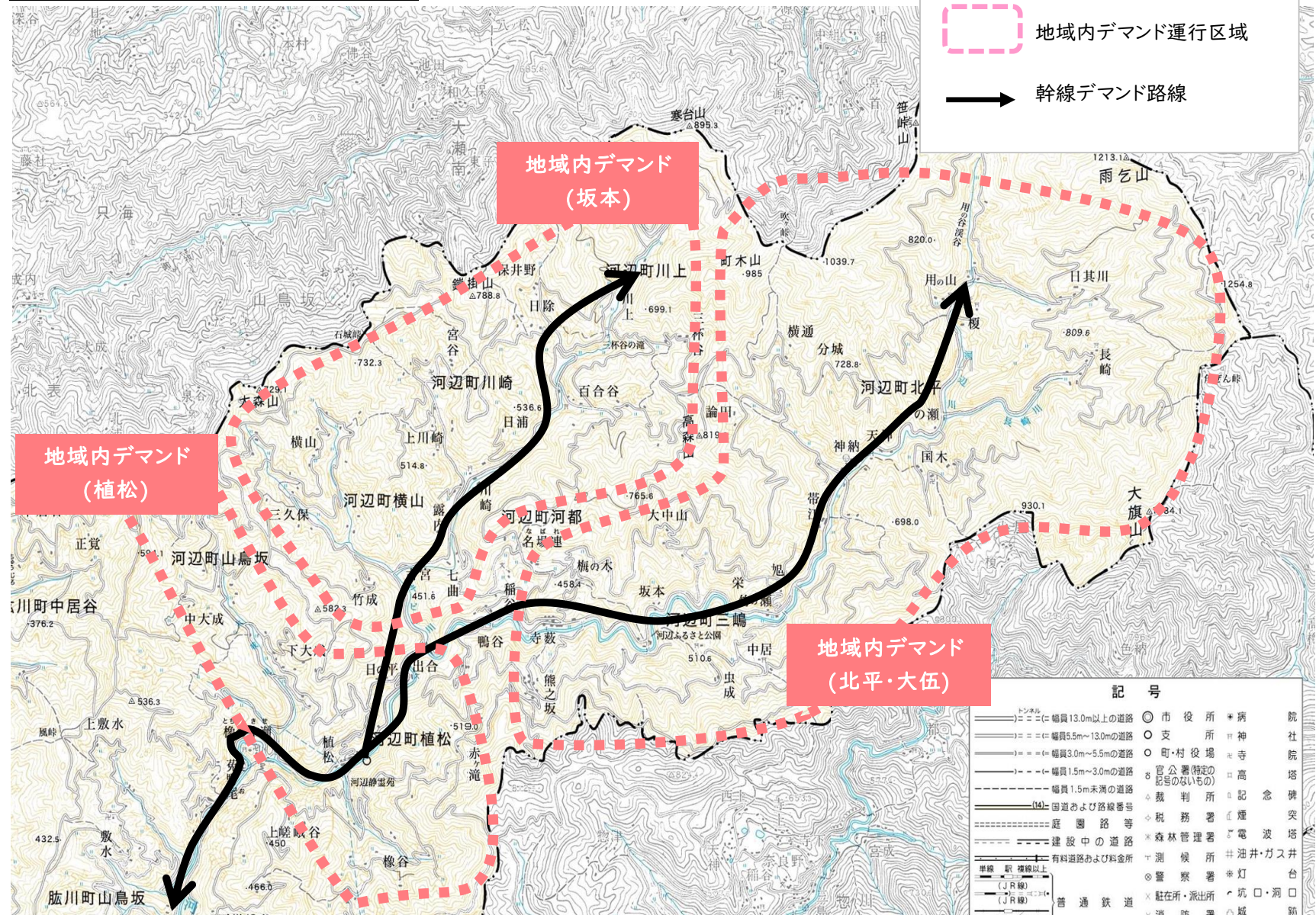


議題5 デマンド型交通の本格運行(河辺地域)

現在実証運行を行っている河辺地域において、本格運行に移行することについて承諾を求めるものである。

運 行 の 態 様		自家用有償旅客運送(区域運行)	
実 施 主 体		大洲市	
営 業 区 域 (運 行 範 囲)		河辺地域(河辺町山鳥坂、河辺町植松、河辺町横山、河辺町川崎、河辺町川上、河辺町河都、河辺町三嶋、河辺町北平)	
運 送 区 間		幹線	各地域～河辺支所～肱川支所(鹿野川)～道の駅
		地域内	各地区～河辺支所・河辺診療所等
運 賃	地区内	地区外	対象者
	150円	300円	一般(中学生以上)
	100円	200円	子ども(小学生以下) ※1歳未満の乳児及び同伴者1人につき1人の未就学児は無料 障がい者(身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者) ※身体障害者手帳(1種)又は療育手帳(A)の所持者の介護者を含む
運 行 開 始		令和7年4月	
運 行 内 容	運 行 日	幹線	平日(祝日・休日、8/13～15、12/29～1/3 は運休)
		地域内	北平・大伍地区：火・木 坂本地区：水・金 植松地区：月・水 (祝日・休日、8/13～15、12/29～1/3 は運休)
	運 行 時 刻	幹線	往路：6時30分・7時50分起点発 復路：8時50分・13時45分・16時10分終点発
		地域内	往路：8時30分起点発 復路：11時00分終点発
	予 約 締 切	運行日前日16時	
	車 両	10人乗ワンボックス車	
そ の 他		路線バスによる移動が可能な場所における利用はできない。	

運行区域図 河辺地域



議題6 デマンド型交通の本格運行(出海・櫛生地区)

令和6年度末に運行を休止する伊予鉄南予バス磯崎線について、代替の公共交通として大洲市による自家用有償旅客運送として実施する内容の承認を求めるものである。

運 行 の 態 様		自家用有償旅客運送(区域運行)		
実 施 主 体		大洲市		
営 業 区 域 (運 行 範 囲)		出海・櫛生地域(長浜町沖浦の一部、長浜町櫛生、長浜町須沢、長浜町出海)		
運 送 区 間		出海地区～櫛生地区～ショッパ [®] ズ 長浜店(清水医院)～石村病院～伊予長浜駅		
運 賃		地区内	地区外	対象者
		150円	300円	一般(中学生以上)
		100円	200円	子ども(小学生以下) ※1歳未満の乳児及び同伴者1人につき1人の未就学児は無料 障がい者(身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者) ※身体障害者手帳(1種)又は療育手帳(A)の所持者の介護者を含む
運 行 開 始		令和7年4月		
運行 内容	運 行 日	平日(祝日・休日、8/13～15、12/29～1/3 は運休)		
	運 行 時 刻	往路：8時26分・10時16分・13時02分・16時30分起点発 復路：8時50分・10時40分・12時41分・16時09分終点発		
	予 約 締 切	運行日前日16時		
	車 両	10人乗ワンボックス車		
	そ の 他	路線バスによる移動が可能な場所における利用はできない。		



道路運送法（昭和26年法律第183号）抜粋

（種類）

第3条 旅客自動車運送事業の種類は、次に掲げるものとする。

（1）一般旅客自動車運送事業（特定旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業）

イ 一般乗合旅客自動車運送事業（乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）

ロ 一般貸切旅客自動車運送事業（一個の契約により国土交通省令で定める乗車定員以上の自動車を貸し切つて旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）

ハ 一般乗用旅客自動車運送事業（一個の契約によりロの国土交通省令で定める乗車定員未満の自動車を貸し切つて旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）

（一般旅客自動車運送事業の許可）

第4条 一般旅客自動車運送事業を經營しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

第9条

4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下この項において「路線等」という。）に係る運賃等について協議が調ったときは、第1項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調ったときも、同様とする。

（有償運送）

第78条 自家用自動車（事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。）は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

（1）災害のため緊急を要するとき。

（2）市町村（特別区を含む。以下この号において同じ。）、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、次条の規定により一の市町村の区域内の住民の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送（以下「自家用有償旅客運送」という。）を行うとき。

（3）公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。

（登録）

第79条 自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。

（登録の申請）

第79条の2 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

（2）行おうとする自家用有償旅客運送の種別（国土交通省令で定める自家用有償旅客運送の別をいう。次号において同じ。）

（3）路線又は運送の区域、事務所の名称及び位置、事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送の用に供する自家用自動車（以下「自家

用有償旅客運送自動車」という。) の数その他の自家用有償旅客運送の種別ごとに国土交通省令で定める事項

(4) 運送しようとする旅客の範囲

(5) 自家用有償旅客運送自動車の運行管理の体制の整備その他国土交通省令で定める事項について一般旅客自動車運送事業者の協力を得て行う運送（以下「事業者協力型自家用有償旅客運送」という。）を行おうとするときは、当該一般旅客自動車運送事業者の氏名又は名称及び住所

(変更登録等)

第79条の7 第79条の登録を受けた者（以下「自家用有償旅客運送者」という。）は、第79条の2第1項各号に掲げる事項の変更（第3項に規定するものを除く。）又は事業者協力型自家用有償旅客運送を行うかどうかの別の変更をしようとするときは、国土交通大臣の行う変更登録を受けなければならない。ただし、路線を定めて行う自家用有償旅客運送につき天災その他国土交通省令で定めるやむを得ない事由によりその路線において自家用有償旅客運送自動車を運行することができなくなった場合に、当該路線において自家用有償旅客運送自動車の運行を再開することができることとなるまでの間、当該路線と異なる路線により自家用有償旅客運送を行う場合において合理的に必要となる変更については、この限りでない。

道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）抜粋

(一般乗合旅客自動車運送事業の運行の態様)

第3条の3 法第5条第1項第3号の国土交通省令で定める運行の態様は、次のとおりとする。

(1) 路線定期運行

(2) 路線を定めて不定期に運行する自動車による乗合旅客の運送（以下「路線不定期運行」という。）

(3) 前2号に掲げるもの以外の乗合旅客の運送（以下「区域運行」という。）